

一般社団法人 市民連帯経済つながるかながわ

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人市民連帯経済つながるかながわと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、新しい公共を拓き、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、「協同労働」・「ワーカーズ・コレクティブ」を真ん中に置く地域社会づくりを通して、すべての人の暮らしや働き方に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利市民事業・運動の発展・連携・連帯に寄与する事業
- (2) 非営利市民事業のための相談・支援・共有事業
- (3) 非営利市民事業の推進に寄与する調査研究・政策提言事業
- (4) 社会的に弱い立場の人達に寄与する事業
- (5) 非営利市民事業に対し助成等を行う事業
- (6) 生活者・市民の生活文化向上に寄与する事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体、および個人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第8条 正会員は、会費規約に定められた会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規約に定められた賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、当法人所定退会届を提出することにより、事業年度末をもって退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 各社員は各1個の議決権を有する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 各事業年度の決算報告、各事業報告書及び決算の承認
- (2) 各事業年度の予算ならびに事業計画
- (3) 定款の変更
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 会員の除名
- (6) 解散および合併ならびに残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 社員総会に出席することのできない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により同意の意思表示をし、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第21条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(理事及び監事の設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上30名以内
- (2) 監事 5名以内

(選任等)

第23条 理事及び監事は、役員の選任等に関する規約の定めるところにより、社員総会の決議によって選任する。

2 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬については社員総会の決議により定める。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

(代表理事)

第28条 理事会は、理事の中から当法人を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、当法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第29条 理事は理事長1人、副理事長若干名、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

2 理事長は理事会の決定に従って、当法人の業務を統率する。

3 副理事長は理事長を補佐して当法人の業務を執行する。

4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐して当法人の業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を統括する。

5 常務理事は理事長・副理事長及び専務理事を補佐して当法人の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。

6 理事は理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集できる。

3 理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続きをへないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が任命する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長およびその会議で選任された議事録署名人1名以上、および出席した監事が署名または記名押印する。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業報告及び決算）

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号については報告し、第3号乃至第6号については、承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

（剰余金の不分配）

第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第45条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）

第46条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

（委任）

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（特別の利益の禁止）

第49条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

（最初の事業年度）

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から2025年3月31日までとする。

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 横浜市中区南仲通四丁目 39 番地石橋ビル 4 階

名称 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会（法人格なき社団）

理事長 木村満里子

- 2 住所 横浜市中区南仲通四丁目 39 番地石橋ビル 3 階

名称 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会

理事長 上田祐子

- 3 住所 横浜市都筑区大熊町 187-1

名称 横浜北生活クラブ生活協同組合

理事長 大池玲奈

- 4 住所 横浜市旭区四季美台 19-2

名称 横浜みなみ生活クラブ生活協同組合

理事長 競啓子

- 5 住所 川崎市宮前区宮崎二丁目 1 番の 1

名称 かわさき生活クラブ生活協同組合

理事長 野村美湖

- 6 住所 神奈川県茅ヶ崎市高田四丁目 5 番地 39 号

名称 湘南生活クラブ生活協同組合

理事長 上石理恵

- 7 住所 神奈川県相模原市中央区相生三丁目 9 番 23 号

名称 さがみ生活クラブ生活協同組合

理事長 森洋子

- 8 住所 横浜市港北区新横浜二丁目 8 番 4

名称 生活クラブ生活協同組合

理事長 篠崎みさ子

（法令の準拠）

第 5 2 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。